平成２１年（フ）第８１０号
岐阜市芥見１丁目47番地
債務者　筒井　照惠
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１８２７号
名古屋市中川区松葉町３丁目41番地　ノーブル101―302号
債務者　渡邉　良子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１４９号
愛知県海部郡蟹江町緑２丁目61番地　クィーンシティ信Ｂ103号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町緑２丁目61番地
債務者　後藤　静夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５７号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字松山98番地の１　吉川コーポ201号
債務者　中根　正樹
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４３号
愛知県東海市荒尾町奥曽山１番地の89
債務者　木元　敏子（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６３号
愛知県常滑市新開町３丁目26番地
債務者　渡邉　　都
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２２号
愛知県小牧市新町２丁目44番地
債務者　江口　英次
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１０号
名古屋市熱田区一番３丁目２番10号　一番荘１棟201号
債務者　村瀬　益栄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１５号
名古屋市東区黒門町43番１　ベルダ黒門102号、住民票上の住所栃木県鹿沼市栄町３丁目２番地20
債務者　小倉　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１０６６号
大阪府池田市緑丘２丁目４番12―604号、前住所・申立時の住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目36番５号ノステルコート塚口213号室、申立時の住民票上の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―612号
債務者　永安　純一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５５号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目17番10号
債務者　秋山こと　黄　　幹廣
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５６号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目17番10号
債務者　秋山玉江こと　丁　　玉男
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６５号
兵庫県芦屋市呉川町５番４号
債務者　齋藤　満喜
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１１号
兵庫県西宮市青葉台１丁目21番14号、前住所沖縄県南城市玉城字志堅原468番地　第２マルミネマンション403
債務者　宮谷　晃弘
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県たつの市神岡町西鳥井196番地49
債務者　住田　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８４号
兵庫県たつの市神岡町西鳥井196番地49
債務者　住田　和美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１３０号
京都府亀岡市西町60―10　カーサＹＳ202号、住民票上の住所兵庫県豊岡市下陰19番地の４アートアパート２Ｆ
債務者　長瀬　吉隆
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係